

## 第 183 回富山県都市計画審議会

日時 令和 3 年 7 月 16 日（金）午後 1 時 30 分～

場所 富山県民会館 701 号室

### 1. 開会

（司 会）

お待たせいたしました。皆さまおそろいですので、ただ今より第 183 回富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 19 名のうち 15 名のご出席を頂いております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立する旨をご報告いたします。

ここで委員の交代により、新たにご就任いただいた方をご紹介します。富山県市長会長の夏野修様、県議会議員の永森直人様、庄司昌弘様、市議会議長会長の高道秋彦様、北陸農政局長の石川善成様、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長の漆原健様、以上でございます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。次第、配席図、審議会委員名簿、都市計画審議会議案書、条例などの規定でございます。配付漏れがございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。

次に、審議会の公開につきましては、本審議会は規定に基づき、原則として公開しております。詳細については、お手元にお配りしてある資料をご覧ください。なお、本審議会の審議結果及び議事録については、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定です。

次に、各議案をご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では通常の委員の他、議案に関係する臨時委員に審議及び議決にご参加いただくことになっております。これにより、本日は議案第 1 号、第 2 号及び第 3 号について、県警察本部長にご参加いただきます。臨時委員におかれましては、関係議案の議決後にご退席いただくこととなりますので、ご了承ください。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、議案第 3 号の審議終了後、換気のため、10 分程度の休憩を取らせていただく予定にしておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、この後の進行については細川会長にお願いいたします。

（会 長）

暑い中に加えて、新型コロナウイルス感染が終息する見通しがなく、困難な生活を強いられている私たちですが、そんな中にも委員の皆さまには、今日も元気なお姿で参加していただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど事務局から説明がありましたように、3 号議案が終わった段階で、換気をさせていただきます。

次に、審議会運営要綱4条2項の規定により、私から議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。土開委員さんと川上委員さん、ご両名にお願いいたします。よろしいですか。ありがとうございます。

では議案1号について、事務局から説明をお願いします。

## 2. 議事

### 議案第1号 富山高岡広域都市計画道路の変更について

(事務局)

都市計画課長をしております阿部と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。ご案内がありましたとおり、本日は付議案件が四つございまして、三つは県から、一つは富山市から付議させていただいているものでございます。事務局といたしましては、極力、説明は簡潔に努めたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、担当の補佐の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局から議案第1号について説明)

(会長)

ありがとうございました。1号議案につきまして、委員の皆さまから、ご質問・ご意見を賜りたいと存じます。先ほどの映像の中にありましたが、現状に合わせるように変更するために計画を廃止して、一方、追加するところが出てきましたが、あの画面を出していただけますか。このようなことが起こるのは、どういう理由からでしょうか。

(事務局)

まず、計画から工事に至る経緯を説明させていただきます。都市計画の決定後、工事の施工に当たっては、現地の地形を詳細に把握するために、まず測量を行います。その後、道路の詳細な位置や盛り土等の検討を行います。その際、設計に当たりましては、地元といろいろ調整をしながら、また関係機関とも調整をしながら設計内容を詰めていくといった作業を行っているわけです。そういった過程の中で、当初、計画していたものとは、位置を少し見直し、調整しまして、施工することに至りました。そのため、このようなずれが生じたと考えております。

(会長)

計画決定の段階で、どの程度、正確な図面が引けるのでしょうか。正確な図面が引けるとしたら、そんなに誤差は生じないわけですね。

(事務局)

図面を製作したときには、当然、意図を持って設計しているわけですが、実際、工事をするに当たって、例えば家が微妙に掛かるとか掛からないとか、田んぼの排水系統等、細かい調整が発生します。そういったことをいろいろ踏まえながら、計画を適時、見直して、工事を進めております。

(会 長)

委員、何かご意見はございますか。

(委 員)

この議案については特に意見はありませんが、都市計画道路全体の見直しについては多少、意見があります。3件終わってから、述べさせていただければと思います。

(会 長)

はい、では、お願いします。それは、議決した後でも有効な意見なのですか。

(委 員)

はい、有効な意見です。  
この案件に直接関係するものではございません。

(会 長)

分かりました。他に委員の皆さまから、ご意見ございますか。はい、どうぞ。

(委 員)

この案件が、例えば計画どおりに行くとすれば、立ち退きとか、それに引っ掛かるようなお店とかはあったのでしょうか。

(事務局)

今ほどのご意見でございますが、起点側、一番東側の方になりますけれども、そちらが計画を変えるということになっております。計画どおり工事をしますと、約6軒の家が支障になるといいますか、計画の中に存在するということになっております。6軒の方に影響が出てくるということです。

(委 員)

では、今回の変更によって、それがなくなるということで、私としてはそれでよろしいのではないかと思います。

(事務局)

はい。今回の見直しで影響はなくなります。

(会 長)

その6軒の方は、どことなく済んだのは良かったのでしょうか、6軒の方から「ここは都市計画道路を外してください」「必要ないのではないか」と、そのような意見というのは事前には出てこなかったのですか。

(事務局)

直接そういったご意見はございませんでした。

(会 長)

「この都市計画道路は必要ないのではないか」とか、地元からも出てこなかったのですか。

(事務局)

必要ないという意見は特別なかったと思います。ただ、ちょっと視点が違いますけれども、この変更によって、新たに工事が実施されるのかというようなご質問はありまして、それに関しては「新たな工事はございません」というようなお話はさせていただきました。

(会 長)

はい。他にご意見はございませんか。なければ、私の理解は、皆さん、これに賛同されているように思います。よろしいですか。では、議案第1号、原案どおりに議決いたしました。続きまして議案第2号に移ります。事務局から説明をお願いします。

## 議案第2号 氷見都市計画道路の変更について

(事務局から議案第2号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。第2号議案について、ご意見ございませんか。

(委 員)

現状の幅員を拡幅するというのは、これからの時代、立ち退きとかいろいろな支障物件がたくさんありますので、ある意味、今回の現道の幅員に合わせて計画を見直すのは、妥当な選択だと思いますが、先ほどの説明のように、路肩1.75m あれば歩行空間が確保されているという言い方については、多少、違和感があります。きちんと歩道が整備されていれば、当然のことながら歩行空間が確保されていると言ってもいいと思いますが、路肩の1.75m で歩行空間が確

保されているという言い方については、多少どうかと思います。

それと、本来、もしこの路肩 1.75m で本当に歩行空間を確保できているというのであれば、私は物理的に道路空間を拡張できないのであれば、ソフト的な対策、具体的にいうと交通規制等で安心して歩けるような空間整備が必要かと思います。

現在この道路の制限速度は何キロか分かりませんが、最低でも 40 キロ、最高でもと言った方がいいのかもしれませんが、できればゾーン 30 くらいの制限をかけるのが、本来あるべき姿ではないかと思います。

能越自動車道もできていますし、国道 160 号もありますので、通過交通そのものは、ここを通ることはほとんどないと思います。ここを通る自動車は、基本的には沿道に用事のある車が本来通ると思いますので、そういう意味では、それほどスピードを出す必要性はないと思います。現状、規制速度は何キロなのでしょう。

(事務局)

現状は 40 キロの速度制限になっております。

(委員)

そうですか。ではまあ、ぎりぎりかと思います。

できれば、地元と協議をして、30 キロ以下にしてもいいのかなとは思いますが、そこはまあ地元との調整かと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

(委員)

今ほどの委員と同じ意見なのですが、やはり 1.75m という、小学生の通路路になっていないのかなとか、あとやはり、お母さんたちが小さい子を連れて歩くこともあるだろうし、やはりそこは歩道的な意味合いを持たないと、非常にちょっと不安ですね。そこらへんをやはりきちんと、何か決めておいてあげた方がいいのかなと思いました。

(会長)

ということは区切りを付けるために、歩道と車道の区別にコンクリートを高くするとかということですか。

(委員)

最近も何かトラックが中学生を巻き込んで、非常に悲惨な事件がありましたけど、40 キロと言っている、やはりそれ以上のスピードを出すと思うのです。それを考えたときに、やはり何か安全性を持たせてあげないと、ちょっと怖い

かなと思ったのです。

(会 長)

その安全性を持たせるためには、どういう方法が考えられるのですか。

(委 員)

やはり車道と路肩のところに何か、注意喚起できるようなものがあればいいのかなとは思うのですけど。

(会 長)

やはり、段差ということですか。

(委 員)

そうですね、何が良いのか分かりませんが、何か方法は考えてほしいと、先ほどちょっとお話を聞きながら思いました。

(会 長)

どうぞ説明してください。

(事務局)

はい、今ほどの委員のご意見に対して、少しお話しさせていただきます。まず通学路かどうかということですが、この区間につきましては通学路の指定にはなっておりません。もしかすると、少しは通ることはあるかもしれませんが、たくさんの子供が歩くというような通学路にはなっていないというのが現状でございます。

あと、何か対策ということですが、一番いいのは、縁石ですとか、そういったもので区切るというのが一番いい方法ではありますが、ただ少し道路が狭いということと、写真を見ていただいて分かると思いますが、商店もございまして、荷物の搬入で車を止めたりするニーズと、あとはもちろん利用される皆さんとの話し合いの中で、例えばラバーポールといったものを少し置いて、歩行空間と車道を区切るという方法もありますが、こういったものはいろいろな意味で良い面も悪い面もありますので、そこは沿道の方々といろいろお話をし、必要があれば何かしらの手を打っていくというのが、これからの進め方だと思っております。以上です。

(会 長)

その荷物を搬入するために、自動車を商店の入り口にぴったり付けたいという要望は分かるのですが、それは時間制限でできることですね。つまり荷物を搬入するときはポールを抜いて自動車を付けられる。終わったらまたポールを立てて、自動車が自由に入られないようにするとか、もっともお客さんがびつ

たり付けたいということまでは考えられないのだけれども、商店であることにそれなりの配慮をしないといけないのですが、同時に交通の安全ということも両立するような。ただ平らな路面で表示をするだけで、やはり足りないのではないかという気がします。

それとちょっと思ったのですが、今、この都市計画変更するのは当然だろうと思うのですが、これを計画したときの 40 年前ぐらいのイメージをいろいろ想像しました。そのとき本当に、こんな計画は必要だったのだろうか。要するに商店街を壊してしまうわけです、少なくとも片方ぐらいは。そこまでして道路を 15m に拡張することが、その計画したときに本当に必要だと思ったのだろうか。思ったから、それは計画したのでしょうかけれども、つらつら考えてみると、あまりにも壮大な計画だったのではないかという気がするのです。

(事務局)

経緯の確かなことは分からないのですけれども、昭和 30 年ごろに都市計画は決定されておりますが、その頃は、160 号も能越道もないような状況でして、それなりの交通量となることを予想していたと思われま。15m で整備されている区間がありますが、その区間はもう昭和 30 年ごろには 15m の幅員で整備されていたような状況が、都市計画図を見ると分かります。おそらく同じように、今回変更する区間も将来は広げたいという思いはあったのではないかと推測します。以上です。

(会 長)

氷見市伊勢大町二丁目、これをアラビア数字の 2 から漢数字の二に変えるということですが、これは住居の表示として、何丁目というときの数字というのは、元々、漢数字で書くのではないですか。

(事務局)

住居表示が漢数字になっておりますので、これを今回、住居表示に合わせるというものでございます。

(会 長)

だから、アラビア数字の 2 を使っていたというのは、これは間違っていたということですね。

(事務局)

過去の経緯は確認できませんでしたが、現在は二丁目というのは漢数字ですから、現在の状況に合わせるというものでございます。

(会 長)

はい、どうぞ。

(委 員)

すみません、意見というか、ちょっと感想に近いのですが、こういった都市計画の道路が予定されていて、現状を踏まえて、こういう工事はしないということになったというお話だったので、実際、行っていけば、100軒程度影響があったということでした。反対意見はなかったということなのですが、随分長い期間、拡幅する計画があったような感じがあります。皆さん方のお気持ちで、これで良かったのかなとか、将来もしかしたら道路が広がるかもしれないから、この家はまだちょっと触れないとか、もしかしたらそのようなことがあったのではないかという気がしました。人口が減っていると、いろいろなそういったことも踏まえて、こういう結果になったのだろうとは思いますが、ちょっとそういったことを思いました。以上です。

(会 長)

ありがとうございます。

(委 員)

それと、変更案について、反対意見がなかったと書いてあるのですが、質問とかはなかったのでしょうか。

(事務局)

住民説明等のときに出た意見の一つとしましては、都市計画道路の見直しについては、氷見市の人口がこれから減少するということを考えると、当然だろうというようなご意見はございました。

(会 長)

はい、どうぞ。

(委 員)

ちょっと教えていただきたいのですが、今回この路線名が、高岡七尾線から氷見阿尾線に変更になるということですが、この変更の手続きというのは、どのような手順を踏んで行われるものか、またそれは近隣の住民にとっては、長年使い慣れた道路の名称なので、その辺の住民への理解とか告知とか、そういうことは必要なのでしょうか、そうではないのでしょうか。ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

(事務局)

手続きの説明からさせていただきますけれども、手続きにつきましては、都市計画法に基づき、住民説明や都市計画審議会等を経て決定します。

あと、冒頭に説明させていただきましたが、この路線の南側は国道415号、



北側は県道蕨田下田子線になっておりまして、一般の方は都市計画道路名よりもそちらの方が、なじみがあるのではないかと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

先ほど委員が指摘されたように、都市計画決定がなされると、土地の利用方法に制限がかかってきます。それは長い間、40～50年ぐらい、いや、もっと長くかかる場合もあります。今までの規制で自分は我慢してきて、随分、不自由な生活をやってきた。そういう気持ちも当然、住民にはあると思うし、そのあたりはやはり考えないといけないから、人口が減少して都市計画決定から外すということを、かなり積極的に進めていかないといけないのではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

(事務局)

先ほど、針原線の方で説明させていただきましたけれども、そういったような社会情勢の変化もありまして、富山県全体としましては、都市計画道路の見直しを少しずつではありますが進めているところでして、氷見市におきましては、今回の氷見阿尾線の変更で、長期未着手となっている路線につきまして一通り見直しができるということになっております。以上です。

(会長)

他に委員の皆さまからご意見ございませんか。ないようでしたらまとめに入ります。皆様のご意見から、私は異議がないというように理解しましたが、よろしいですか。議案第2号は、原案どおり議決いたしました。

続きまして、議案第3号に移ります。事務局から説明をお願いします。

### 議案第3号 南砺都市計画道路の変更について

(事務局から議案第3号について説明)

(事務局)

なお、関係市である南砺市から付帯意見として、「今後、事業の実施に際しては、国道304号と県道長楽寺福光線との交差点において、同時施行とし、手戻りが生じないようにすると共に、地域住民の理解を得ながら調整を図ること。」との意見をいただいております。

この意見については、県の道路事業者に伝えたところ、「地域住民の皆さんが心配されることとならないよう配慮のうえ、地元と十分調整し、工事を進める。」と聞いています。

(会 長)

ありがとうございました。3号議案について、ご意見を賜りたいと思います。今の説明ですと、赤い部分を増やすわけですね。それによって掛かる家が出てくるわけですね。何軒ぐらい出てくるのですか。

(事務局)

まず、現在の計画の場合ですけれども、20軒を予定しておりました。見直しにより軒数は26軒で、6軒増えることとなります。

(会 長)

それについて、住宅に住んでいる人、所有者、あるいは地元の町内会とか、そういうところからの意見というものはないのですか。

(事務局)

今ほど説明させていただきましたが、軒数は確かに多くなりますが、この地区につきましては、地元の皆さんと地権者の方、あと南砺市役所の方も含めて、地域全体を良くしようということを目指し、対策協議会を設置しておられます。その中でこの道路計画ですとか、市役所の在り方、周辺のまちづくり、そういったことを併せて協議しておりまして、その中でこの計画がいいだろうということで、地元としてはまとまった意見となっております。説明は以上です。

(会 長)

ご意見はございませんか。委員の皆さま、よろしいですか。それでは、ご異議はないというように理解し、3号議案について議決といたします。よろしいですね。ではこれをもちまして第3号議案議決となりました。

都市計画一般について、委員からご意見があるようですので伺いたいと思います。

(委 員)

都市計画一般というよりは、都市計画道路の見直しについての意見です。平成12年でしたか、13年ぐらいに国の方から各都道府県に都市計画道路の見直しについての通達がありました。石川県は平成15年に都市計画道路の見直しガイドラインを作成して、各市町については、ほぼ都市計画道路の見直しを行いました。

富山県は、先ほども示されたように、平成17年に県の方針、ガイドラインを作成して、各市町村での見直しを進めているのだらうと思いますが、平成17年に見直しのガイドラインができてから、もう15年たっているのです。いまだに、このように少しずつ都市計画道路の見直しの案件が出てくるというのは、私はどうかと思います。

というのも、元々、国の方では、都市計画道路の計画決定をしてから、長いものであれば80年、90年。短いものでも30年、40年くらいたって、なかなかそれでも道路ができない状況にある中で、本当にその道路が必要なのかどうかを見直して、一度整理しなさいということで、都道府県に通達が出たのだと思います。

その時点で、県はきちんとガイドラインを作ったわけですから、各市町においては、それに基づいて、もう15年もたつわけですから、一通りの見直しを終えているのが本来ではないかと思うのです。

今回、氷見市はこれで大体終わったということです。富山市がなかなか、合併をしたこともあって、全ての旧町を含めて見直しが終わっているわけではないと思いますが、一つずつやっていますので、仕方がないかと思えますけれども、それでももう少しスピードアップすべきではないかというのが私の意見です。

(会 長)

ありがとうございます。事務局から何か説明ありますか。

(事務局)

現在の都市計画道路見直しの状況を説明させていただきたいと思います。富山県内、15市町村ございますけれども、そのうち完了している市町は6市町です。具体的にいきますと滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、入善町、朝日町です。一部完了した市町村は5市町となっております。現在、作業を進めておりますのは、都市計画道路がない舟橋村を除いて3市町となっております。

今ほど委員からありました一番大きな市、富山市ですけれども、富山市においても、今、周辺から順にやっております。これから中心部の、いわゆる旧富山市といいますか、その部分の見直しに着手するということです。なかなかスピードは上がっておりませんが、着実に進めていきたいとは考えておりますし、他の市町村につきましても、現在、見直し作業に取り掛かっているというのが現状ですので、もう少し時間を頂ければと思っております。以上です。

(会 長)

その、もう少しの時間という、もう少しは大体どのぐらいなのですか。

(事務局)

この見直しをするときにも、プロセスといいますか、将来の交通量を推測するということがあります。そういったものにかかなりお金がかかるようなことを聞いておりまして、そういったお金の面もありますので、なかなか厳しい市町もあると考えております。

(会 長)

委員、ご意見ありますか。

(委 員)

やはり県の強い指導が必要かと思うのです。隣の石川県では、ほとんど一通りは終わって、必要なら2回目の見直しをしているというところもありますので、そういう意味では、富山県もかなり市町に強い指導をされた方がいいのではないかと思います。

これは私の推測なのですが、やはり県からあまり言われないと、市町も「まだいいのかな」と思うのではないかと。どう考えても通達が出て、ガイドラインができて、平成17年に指針が示されて、それから15年たってまだ、それも計画すら未着手というのにはあり得ないのではないかと思います。工事の未着手は、もうこれはしょうがない予算の問題とかいろいろありますので、仕方がないと思うのですが、少なくとも必要か必要ではないのかとか、あるいは代替道路があるのかないのかとか、実現可能性だとかということとは、ある程度、机上で検討できる話だと思います。

もちろん、地元との調整は不可欠ですので、それには人と金というのにかかるのは分かりますけれども、それでもある程度、一気にやった方が、統一が取れていいのではないかと思います。時間がたてばたつほど時代が変わってきますし、そういう意味では前の判断がまた変わるということもあり得ると思います。

(会 長)

事務局お願いします。

(事務局)

私の説明が悪かった点を少し修正させていただきたいと思います。富山県全体としましては、都市計画道路見直しに未着手の市町村はございません。全市町村で見直しの着手済みとなっております。その点は修正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(会 長)

委員、よろしいですか。

(委 員)

見直し案件がこれからどんどん出てくることを期待しています。

(会 長)

そうしましたら、1号から3号、全て議決になりました。ここで休憩を入れます。10分間、2時50分に再開させていただきます。

—休憩—

(会 長)

皆さん、おそろいでしょうか。続きまして、議案 4 号について審議に入ります。事務局からご説明をお願いします。

#### 議案第 4 号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について

(事務局から議案第 4 号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。4 号議案について、委員の皆さま方からご意見を賜りたいと思います。（環境の）委員、これについて解説していただけますか。

(委 員)

破砕機が大きくなるということですね。破砕機なので、影響が出るとすれば騒音、振動、それから粉塵、この三つだと思います。その予測値については、今、画面に出ているのは粉塵で、その後、騒音、振動というふうに示されていて、それほど影響がない、影響が見て取れないということですので、問題はなかろうかと思います。

ただ、振動に関する数字で、近隣民家前について、現有施設停止時が 54dB で、現有施設稼働時が 52dB、動いているときの方が振動が少ないというふうになっているのは、多分、測定値がたまたまこうなったということだろうと思うのですが、予測値については現有施設稼働時をベースに 54dB と推定しているのか、現有施設の停止時をベースに予測しているのか、これはどちらですか。

(事務局)

こちらを計算されているのは業者さんなので、ちょっと確認してみないと分からないのですが、基本的には、停止時から計算してやっているものと考えております。

(委 員)

分かりました。あとは停止時と予測値がほとんど変わらないので、問題ないだろうと思います。あと、ちょっと気になるのが、排水の処理設備で油水分離槽が設置されていたと思うのですが、漢字が間違っているようです。

(事務局)

油水分離「層」の字が違います。木偏の「槽」です。

(委 員)

そこに流れ込む排水というのは、どういうものがあるのですか。

(事務局)

主に雨水ですが、あとは粉塵が出て、散水なども行いますので、そういったものも含まれると聞いております。

(委員)

これは既存の設備ですけれども、新設のものが入っても全部ここに入ると考えていいのですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

そのときに、当然、面積が増えるので、雨水の量とかも増えるのですが、それに対しても十分なキャパシティを持っているということですか。

(事務局)

はい、そのように考えております。

(委員)

そういうことで、一応、水も含めて、対策は全部できているみたいですね。特に問題ないと思います。

(会長)

この処理能力が、今までの5割増しまでと考えると、相当増えますね。それで騒音、振動等、先ほどの表が出ていましたけれども、あのような数値で大体あり得ることなのですか。

(委員)

住居と100m以上離れているのですかね。結構、距離があるので、そういうことかと思えます。粉塵はそもそも発生量が少ないので、ほとんど影響が出ないです。それから騒音ですね。騒音も現況の装置の停止時と稼働時に比べてみると、南側に既存の破砕機があるのですかね。少し、高い値になっていますけど、これは上の①②③④というのは社有の敷地の境界で近い所、それが110m離れた民家になると、ほとんど影響が出ないということです。振動も同じことですね。振動は東側の敷地境界の所でちょっと増えますけど、その民家の所に行くと、影響がほとんどない。これはあり得ると思います。

(会長)

この業者の作業時間は、何時から何時まででしょうか。

(事務局)

午前8時から午後5時までです。

(会長)

はい。運搬車両もかなり増えますね。

(事務局)

運搬車両は新設の機械から想定しますと、最大で1日当たり30～40台増えると想定されます。

(委員)

すみません、一つ確認させてください。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

車両台数485台というのは現在だと思いのですけれども、これは1日ですか。8時間ですか。8時間の間に、これだけの台数が行き交うのですか。往復でしょうか。

(事務局)

一般車両も含めた台数です。

(委員)

一般車両というと普通の自家用車ですね。

(事務局)

自家用車も含まれます。

(委員)

運搬車両のみではないのですね。

(事務局)

前面の富山市道の昼間8時間の通過交通を実際に測ったものです。

(委員)

分かりました。

(会 長)

大型自動車の混入率 40%での、道路の状況はわかりますか。どういう道路を通行しているのでしょうか。写真はありますか。

(事務局)

国道及び県道から入ってくる富山市道の状況は、今の写真に写っているような状況です。車道幅員で 7m ございます。

(会 長)

この付近では、交通事故は今までどの程度あったのですか。それともなかったのですか。

(事務局)

事故が多いということについては申請者の方から聞いてはおりません。

(会 長)

いや、この申請者から聞くのは、正確な情報が入るか分からないから、警察とか第三者から聞いてみないと分からないことでしょう。

(事務局)

特に事故が起きたというようなことを聞いてはおりませんが、確認をいたします。その上で交通事故には特段の注意を払うように、申請者の方には指導したいと思います。

(会 長)

この敷地拡張について、地元から全く意見はないのですか、賛成も反対も。出た意見があれば何でもいいので聞かせてください。

(事務局)

除草ですとか、排水によって水路に流れるような土ですとか、そういったものの除去をしっかりとさせていただきたいという声があったと聞いております。

(会 長)

過去の操業について、地元は何か言っていますか。

(事務局)

これまで過去の操業に当たって、苦情というものは特に受けていないと聞いております。



(会 長)

苦情というのは市の方に、環境課の方には苦情は来ていないというふうに受け止めてよろしいですか。

(事務局)

環境部局の方に苦情は来ておりません。

(会 長)

周囲は水田耕作していますね。水田耕作をやっている人たちから、何か意見というのはあるのですか。

(事務局)

特に意見があったとは聞いておりません。

(会 長)

はい。その水質の関係で、問題は全くないのですか。

(事務局)

水質の関係について意見があったということは聞いておりません。

(会 長)

委員の皆さん、何かご意見はございませんか。(環境の)委員は支障がないだろうと。他の委員さん、都市計画上の支障はないということでよろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようですので、議案第4号は都市計画上の支障がないものとして議決いたしました。以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。この後は事務局に進行をお願いいたします。

### 3. 閉会

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして第183回富山県都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

令和3年7月16日

富山県都市計画審議会会長 細川俊彦

議事録署名人委員

富山県都市計画審議会委員 土開由香

富山県都市計画審議会委員 川上智規